

一貫したコールドチェーン体制の整備事業実施要領

制定 平成22年4月1日 21総合第2164号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の食品流通効率化・高度化支援事業の項の「1 一貫したコールドチェーン体制の整備事業」について、実施要綱の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) リース契約の変更
- (4) 交付要綱別表1の5の事業の項の経費の欄の(1)の経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総合食料局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第4 その他

1 品質管理高度化計画の策定等

(1) 品質管理高度化計画の策定

事業実施主体は、生産者、小売業者、輸送業者等と連携して、以下の事項を内容とした品質管理高度化計画を別記様式2により策定し、第2の1に規定する事業実施計画と併せて、総合食料局長に提出することとする。

事業実施主体の名称及び概要

卸売市場における低温化（コールドチェーン対応）の現状と課題

連携して事業を行う者の名称及び概要

コールドチェーンに関する取組内容

導入する設備・機器の内容

目標及び予想される効果

事業実施期間（リース期間）

事業を実施するために必要な資金額及び調達方法

リース会社の名称及び概要

(2) 開設者の確認

事業実施主体（卸売業者である場合に限る。）は、品質管理高度化計画を提出するに当たっては、本事業による低温化への取組が、事業実施に係る卸売市場の品質管理の高度化に資するものである旨の確認を当該卸売市場の開設者から受けることとし、別記様式3による確認書を添付することとする。

なお、事業実施主体が開設者を兼ねている場合にあっては、開設者の確認は不要とする。

2 支援対象となる設備・機器

本事業により導入を支援する設備・機器は、以下のとおりとする。

(1) 低温保管倉庫

(2) 卸売場の低温化に必要な簡易式設備・機器一式

3 補助金額の範囲

事業実施主体がリース方式により2に掲げる設備・機器を導入する場合における補助金額の範囲は、当該設備・機器のリース料総額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、補助金額の範囲は、1事業者当たり2,880千円を上限とし、補助金額に消費税は含めないものとする。

4 リース契約等

(1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第8条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リース事業者と締結するものとする。

(2)(1)のリース契約においては、以下の事項を特約として規定することとする。

国からの補助金は、初回リース料支払時又は補助金交付後最初のリース料支払時に、全額一括して支払うこと。

毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた額を、リース期間中の支払回数で除した額とすること。

最後のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額及びにより既に支払ったリース料額を差し引いた額とすること。

リース契約後、事業実施主体の責めに帰すべき事由により補助金の交付がなかった場合には、事業実施主体が補助金相当額を負担すること。

5 補助金の請求

事業実施主体は、リース事業者から設備・機器の引渡しを受け、これを検収したときは、以下の書類等を、第3に規定する事業実施結果に係る報告書又は実績報告書と併せて、総合食料局長に提出するものとする。

(1) リース契約書の写し

(2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し

(3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し

(4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

6 リース料の支払

(1) 事業実施主体は、リース事業者から補助金による支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別記様式4により作成する補助金支払確認書と

ともに、速やかに総合食料局長に提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳簿を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳簿及び本事業に係る関係証拠書類を、リース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。

7 報告、調査等

- (1) 事業実施主体は、リース期間中の各年 3 月末時点における設備・機器の利用状況及びリース料の支払状況等について、別記様式 5 により作成するリース契約状況報告書により、速やかに総合食料局長に報告するものとする。
- (2) 事業実施主体は、リース契約が終了したときは、別記様式 6 により作成するリース契約終了報告書を、速やかに総合食料局長に提出するものとする。
- (3) 総合食料局長は、必要があると認めるときは、リース期間中の設備・機器の利用状況、リース料の支払状況その他本事業の実施に関し必要な事項について、事業実施主体に対し報告を求め、又は実地に調査できるものとする。
- (4) 事業実施主体は、正当な理由なく (3) の調査を拒んではならない。

附 則

この通知は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式1(第2、第3関係)

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度一貫したコールドチェーン体制の整備事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度一貫したコールドチェーン体制の整備事業実施計画の実施結果の報告について」とし、「第1 総括表」には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	
合計					

第2 事業の目的

第3 事業の内容

(注) 「品質管理高度化計画のとおり」と記載すること。

平成 年 月 日

品質管理高度化計画

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
名称
代表者名 印

一貫したコールドチェーン体制の整備事業実施要領(平成22年4月1日付け21総合第2164号)第4の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり品質管理高度化計画を策定したので、提出します。

記

1. 事業実施主体の名称及び概要

名 称		代表者氏名	
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	
業務開始年月		従 業 員 数	
資 本 金	(百万円)	直近の売上高	(百万円)
卸売市場名			
事 業 内 容			

2. 卸売市場における低温化(コールドチェーン対応)の現状と課題

--

3. 連携して事業を行う者の名称及び概要

名 称		代表者氏名	
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	
業 種			

4. コールドチェーンに関する取組内容

--

5. 導入する設備・機器の内容

設備・機器の名称	機 能	規模・能力	数 量	本 体 価 格
				千円

6. 目標及び予想される効果

(単位：トン)

品 目 名	計画策定時(22年度)		目標年度(27年度)	
	取 扱 数 量		取 扱 数 量	
		うち低温化が必要な数量		うち低温化が必要な数量
合 計				

7. 事業実施期間(リース期間)

平成 年 月 ~ 平成 年 月

8. 事業を実施するために必要な資金額及び調達方法

設備・機器の名称	リース料総額	補助金相当額	支払期間	リース料額
	円	円	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (支払回数 回) (最後) 平成 年 月	円 / 1回当たり
	(うち消費税)		合 計	円

9 . リース会社の名称及び概要

名 称		代表者氏名	
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	
資 本 金		直近の決算内容	
主 な 株 主		本・支店の所在地	

(注) 関係書類として、以下を添付すること。

導入する設備・機器のパンフレット

導入する設備・機器の見積書の写し

複数のリース事業者の見積書の写し

リース事業者のパンフレット及び直近2カ年の決算書類等の写し

別記様式3

平成 年 月 日

確 認 書

農林水産省総合食料局長 殿

開設者 卸売市場名
所在地
代表者名

印

平成 年 月 日付けで(事業実施主体)から提出のあった品質管理高度化計画は、
一貫したコールドチェーン体制の整備事業により当卸売市場の品質管理の高度化に資す
るものであることを確認します。

平成 年 月 日

補助金支払確認書

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
名称
代表者名

印

一貫したコールドチェーン体制の整備事業実施要領(平成22年4月1日付け21総合第2164号)第4の6の(1)の規定に基づき、別添のとおり、リース事業者から受領した の
写しを提出します。

(注)別添として、リース事業者からの領収書又はこれに類する書類の写しを添付すること。

平成 年 月 日

リース契約状況報告書

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
名称
代表者名 印

一貫したコールドチェーン体制の整備事業実施要領(平成22年4月1日付け21総合第2164号)第4の7の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

交付決定通知書 平成 年 月 日付け 総合第 号

1. 目標に対する達成状況

(単位:トン)

品目名	計画作成時(22年度) 取扱数量		当該年度実績(年度) 取扱数量		目標年度(27年度) 取扱数量	
		うち低温化が 必要な数量		うち低温化を 行った数量		うち低温化を行 った数量
合計						

2. リース料支払状況

リース料総額	既支払リース料額		残リース料額	
	補助金分	每期支払分	支払期間	リース料額
円	円	円	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (支払回数 回)	円/1回当たり
(うち消費税)			(最後) 平成 年 月	円
			合計	円

平成 年3月末時点のリース料支払状況

平成 年 月 日

リース契約終了報告書

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
名称
代表者名 印

一貫したコールドチェーン体制の整備事業実施要領(平成22年4月1日付け21総合第2164号)第4の7の(2)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

交付決定通知書 平成 年 月 日付け 総合第 号

リース契約期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月 日 (実績)

1. 目標に対する達成状況

(単位:トン)

品目名	計画策定時(22年度)		最終年度(27年度)	
	取扱数量	うち低温化が必要な数量	取扱数量	うち低温化を行った数量
合計				

2. リース料支払確認

リース料総額	補助金額	支払期間	リース料額
円	円	平成 年 月 ~ 平成 年 月	円 / 1回当たり
(うち消費税)		(最後) 平成 年 月	円
		合計	円

3. 事業終了後のコールドチェーンへの対応状況